主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由(-)、(-)、(-)、(-)、(-)、(-)、(-)、(-)、(-) について。

違憲の主張を含む法令違反を主張する論旨は、ひつきよう、独自の見解ないし原 判決の認定に副わない事項に立脚して原判決を非難するか、もしくは原判決を正解 しないことに出ずるもので、すべて理由がない。

同(四)について。

所論前段は、かりに、所論のような事実があつたとしても、原判決の結論に影響を及ぼすものとは認められないから、原判決には所論理由齟齬の違法はない。また、所論後段は、一たん終結した弁論を再開するかどうかは、裁判所の裁量に委ねられている事項であり、所論のような事情があつたからといつて、必ずしも常に弁論を再開しなければならないものではなく、弁論を再開しなかつたがために、ただちに、裁判が不公正であるとはいいえない。故に所論は採用できない。論旨はすべて理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長	裁判官	高	橋		潔
	裁判官	島			保
	裁判官	河	村	又	介
	裁判官	石	坂	修	_